

日本テレコム・ソフトバンクBB提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会(第2回) 資料
「検討会における論点」に関するご回答

2005/06/06 mon

日本テレコム株式会社
ソフトバンクBB株式会社

■論点 1 2-(2) 接続事業者として、以下のどの案であればNTT東西のBフレッツと対等に競争できると考えるか。

- 案A 6.1mポイントでの単独添架 ⇒ 6.1mポイントでの一東化
(案A' 6.1mポイントでの単独添架 ⇒ 一般ポイントでの単独添架)
案B 6.1mポイントでの単独添架 ⇒ 5.5m・5.8mポイントでのNTT東西との一東化
案C 6.1mポイントでの単独添架 or 5.5m・5.8mポイントでのNTT東西との一東化 (選択可)

【回答】

東京電力殿管内においては案A(案A')による方法が望ましいと考えます。

また、関西電力殿管内においては案Cが望ましいと考えます。

なお、NTT殿所有の電柱(共用柱、単独柱共に)については案A(案A')による方法が望ましいと考えます。

(理由)

東京電力殿管内およびNTT殿電柱においては第1回の議事概要とおおり6.1mの新たな添架ポイントを使用することで、基本的に問題がないと考えます。また、同ポイントにおける一東化についても当然ながら必要であると考えます。

関西電力殿管内においては、6.1mでの添架について可能であれば実施したいと考えておりますが、関西電力殿の電柱ポジションの運用方法を考慮いたしますと第3ポジション(5.8m)での一東化が必要であると考えます。

■論点 2 2-(2)-ア NTT東西提示の手続き簡素化案に対する具体的意見

【回答】

(NTT提示案(1)添架手続きの簡素化について)

手続きの簡素化について、フローのみならず申請書の内容に関しても簡素化を図っていただきたいと思います。

(NTT提示案(2)新たな添架ポイントの提供について)

他の一般ポイントの空きの有無に関係なく、6.1mにおける新たなポイントが利用できるようにしていただきたいと思います。

(NTT提示案(3)一束化への対応について)

NTTメタル設備とBフレッツ設備において、またNTT東西殿以外の事業者間において現に一束化による線路敷設の実績があることや、NTT殿設備が他事業者の設備と比べて特殊なものであるという認識はないことから、6.1mに新たな光引込線の添架ポイントを設けられない場合はNTT東西殿設備との一束化に応じていただきたいと思います。

■論点 2 2-(2)-イ 現在検討している光引込線添架の具体的な申請手続・工法等とNTT東西との同等性のために確保される必要があると考える事項

【回答】

分岐端末回線における申請手続き、工法等についてNTT東西殿の実施方法がわからない現状では、想定の上でのご回答となってしまう具体性に欠けると思われますので、NTT東西殿が実施する申請手続きや工法についてご開示いただい
てからのご回答とさせていただきます。

■ 論点 2-2 (1) 「一東化」の範囲についての考え方

個人宅に引き込むために他事業者のワイヤ等に引っ掛けることも一東化に当たるか
装柱材(金物)や吊り線の一部を共用することも一東化という扱いになるか

【回答】

Bフレッツの引込等分岐端末回線区間の工法で存在すると認識しておりますので、一東化の範囲であると考えております。

■ 論点 2-2 (2) 一東化協議の実態等について

【回答】

一東化について実績がございませんので、当グループから実態についての説明はございません。

なお、NTT東西殿に一東化する場合と、他事業者殿に一東化する場合の相違点につきましては、以下のようなことが考えられます。

- ① 全国展開で見た場合、調整先の数に差があります。(NTT殿は東西2社)
- ② NTT東西殿のサービスを利用する場合、電柱上の縦渡りがなくなります。

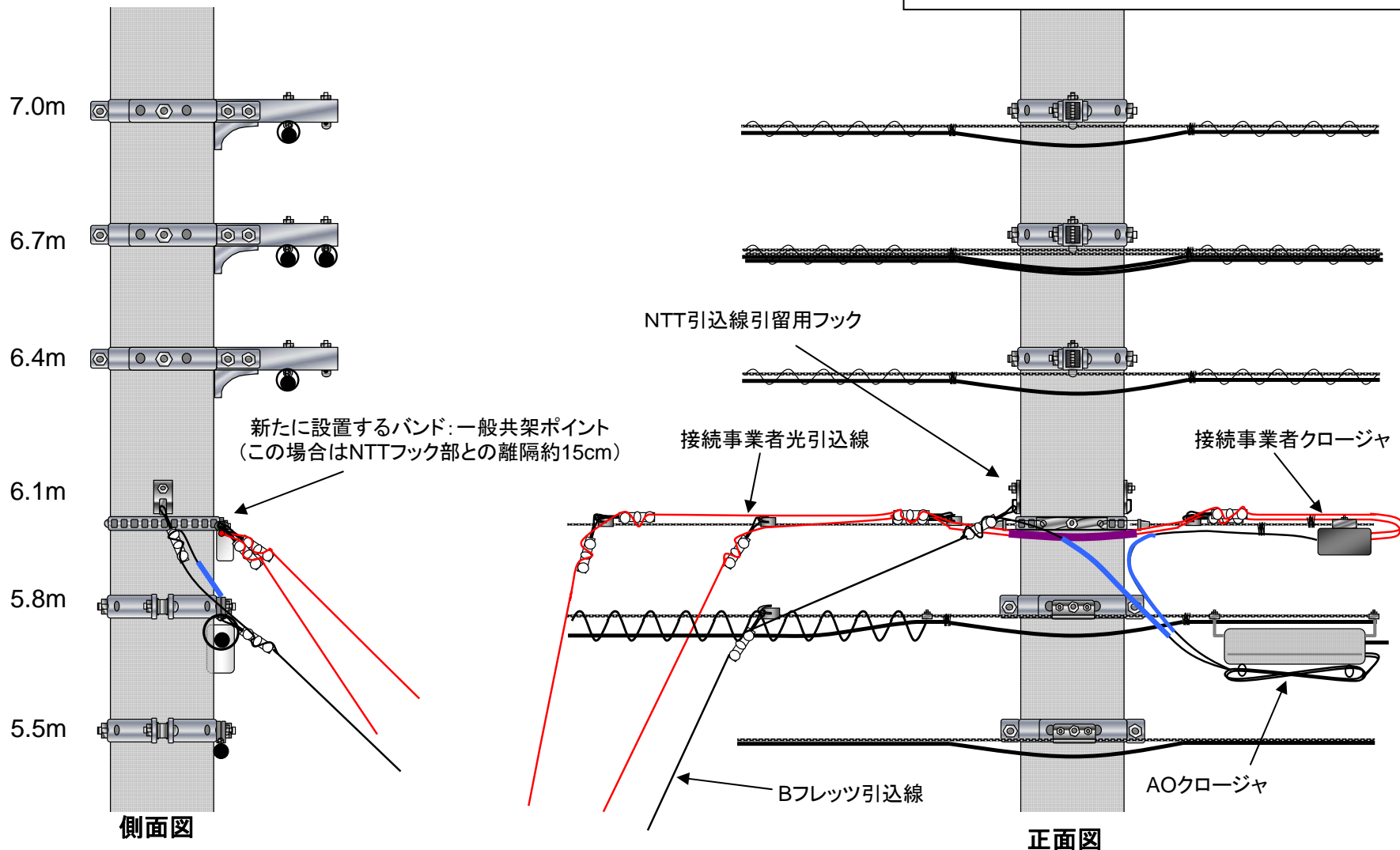
(第1回 議事概要より) 6.1mに新たに追加されるポイントが一般添架ポイントの扱いとなった場合における要望。

6.1mに新たに追加されるポイントが一般ポイントの扱いとなった場合、光引込線設置ならびにFTTHサービスの設備ベースの競争促進の観点から、電柱所有者様ならびにNTT東西殿に対して下記事項について要望をいたします。

- ① 基本的な添架方法のご確認。(7ページ資料参照)
- ② NTT東西殿設備との近接設置が可能となること。
- ③ 6.1mに新たな添架ポイントを設けることが困難な場合、NTT東西殿設備と一束化ができること。
(6.1mはNTT殿管理のポイントであり、原則空きがない箇所は存在しないため)
(添架の方法については8～9ページ参照) [NTT東日本殿の場合]
- ④ 荷重が小さい引込線区間の添架という観点から、電柱使用に係る申込みの手続き、書類内容、処理期間について簡素化、短縮を図っていただくこと。
(シェアドアクセスサービス利用の延長上との考えでBフレッツと全く同等の方法による光引込線敷設(NTT東西殿メタル等設備と一束化)を行った場合には、NTT殿に代わって接続事業者が敷設を行うという概念のため、一般ポイント使用時と違い、必要のない手続きであると認識をしております)

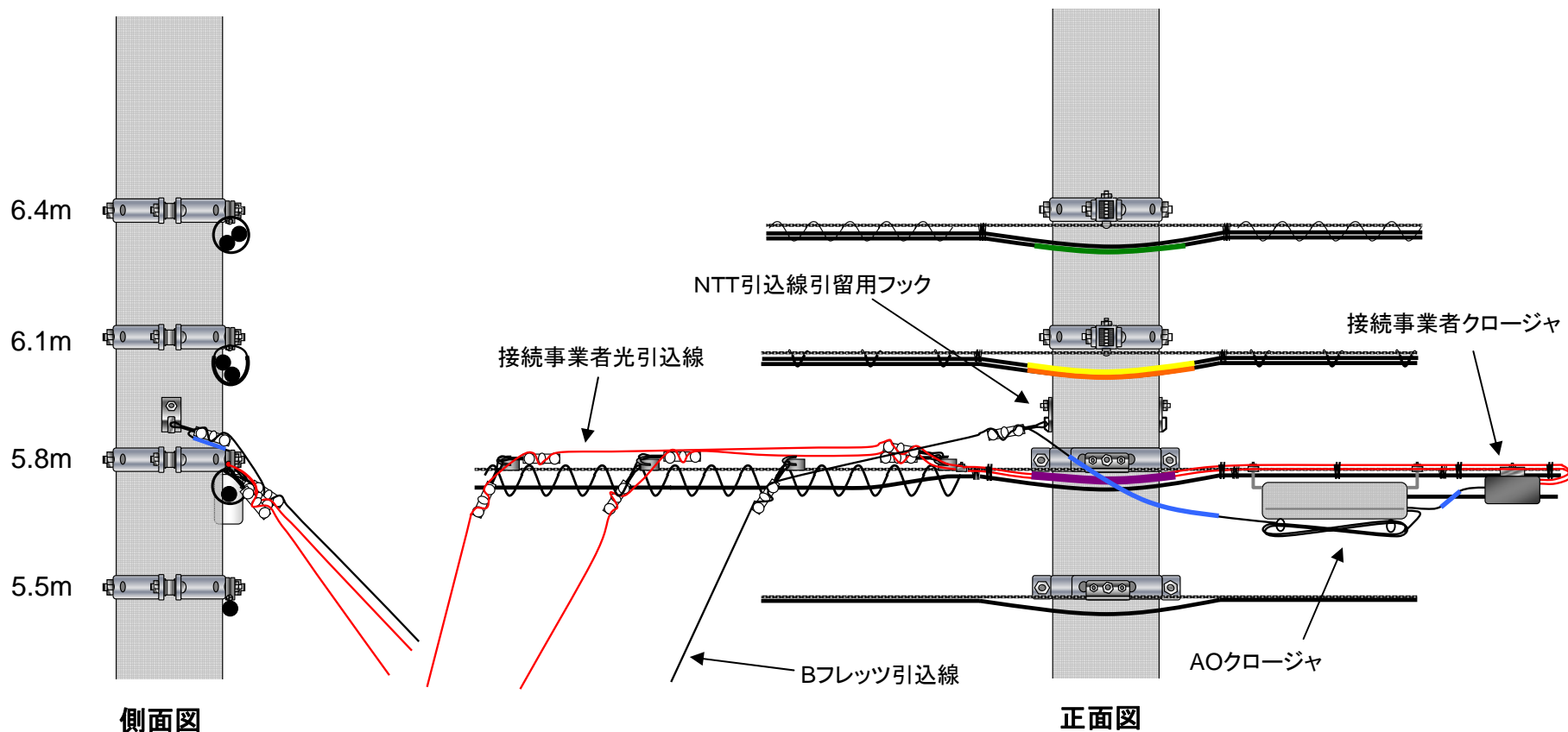
【基本的な添架の方法(6.1mの新たな添架ポイント)】

※縮尺や機器設置の方向などは、便宜上描きやすく作図していますので、必ずしも正確ではありません。あくまで目安です。また、東京電力殿共用柱を参考にしています。単独柱の場合は、地上高と全体の金物の数が変わるだけで、工法そのものは同様の扱いとなります。



【一東化の添架方法(5.8mでの一東化その1)】

※縮尺や機器設置の方向などは、便宜上描きやすく作図していますので、必ずしも正確ではありません。あくまで目安です。また、東西電力殿共用柱を参考にしています。単独柱の場合は、地上高と全体の金物の数が変わるだけで、工法そのものは同様の扱いとなります。



【一東化の添架方法(5.8mでの一東化その2)】

※縮尺や機器設置の方向などは、便宜上描きやすく作図していますので、必ずしも正確ではありません。あくまで目安です。また、東西電力殿共用柱を参考にしています。単独柱の場合は、地上高と全体の金物の数が変わるだけで、工法そのものは同様の扱いとなります。

